

人口減少対策意識啓発強化期間推進事業に係る業務委託仕様書

令和6年度の人口減少対策意識啓発強化期間推進事業については、次の仕様により、令和5年度に県が制作した人口減少対策意識啓発キャンペーン共通CMを放送するとともに、人口減少問題の解決に向けての鍵となり得るテーマに沿った番組等のコンテンツを制作し、放送等を行うものとする。

1 人口減少対策意識啓発のための共通CMの放送

(1) 放送期間等

- ア 放送期間 令和6年8月1日～令和6年9月30日
- イ 放送時間 1回あたり15秒
- ウ 放送回数 50回以上
- エ 放送時間帯 放送局において、予算内での効果的な放送時間帯を設定・提案すること。

※10代から20代の若者の視聴率が高い番組、時間帯に放送すること。

(2) 放送内容

県が令和5年度に作成した人口減少対策意識啓発に関する共通CMを再編集、内容を追加（「おかえり愛媛キャンペーン」と連動）したうえで放送する。

※おかえり愛媛キャンペーンとは、帰省シーズンに本県での暮らしの魅力や支援制度をPRする県内キャンペーンである。詳細は、<https://www.pref.ehime.jp/site/nyusatsu/69795.html>を参照のこと。

(3 人口減少対策意識啓発のための動画配信においても同様)

(3) 著作権の取扱い

ア 著作権者

再編集したCMに係る著作権は、愛媛県に帰属する。

イ 権利関係の処理

- ・請負者は県が認めた場合を除き、成果物に係る著作権人格権を行使できないものとする。
- ・第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申し立てを受けたときは、請負者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

(4) 納入日

県と協議のうえ決定する。

(5) 納入品

CM（テレビ用）※電子情報媒体1部（ファイル形式mp4）

(6) その他

再編集したCMがすでにはかで使用されているものと同じ、または類似していることが判明した場合には、契約を締結しないこと、または取り消す消すことがある。

2 人口減少対策意識啓発のためのテレビ番組の制作、放送

(1) 放送期間等

放送局が放送内容を踏まえ提案することとし、県と協議の上、決定する。

<放送例>

例1 放送期間 令和6年8月1日～令和6年9月30日

放送時間 30分

放送回数 1回

例2 放送期間 令和6年8月1日～令和6年9月30日

放送時間 1回あたり5分

放送回数 3回

(2) 放送内容

人口減少問題の解決に向けての鍵となり得る2つ以上の番組コンテンツを作成し、放送する。1つ目は次表の5つの個別テーマの中から選定して提案、2つ目以降は自由にテーマを提案するもの（次表の個別テーマから選んでもよい）とする。

個別テーマ
出会い・結婚支援
妊娠・出産・子育て支援
企業・事業者の変革（働き方改革）
Uターン促進
地元定着意識の醸成

(3) 納入品

ア 放送後速やかに映像データを県に提供する。

イ 放送期間分をまとめてDVDなどの記録媒体で納品する。

(4) 放送の番組ホームページ

ア 放送局のホームページ上に番組をPRするためのページ「以下「PRページ」という。）を設け、県ホームページとリンクさせる。

イ PRページは、番組に関する情報（番組タイトル、放送日時、内容等）などを掲載し、あわせて、SNS等により情報発信を行う。

(5) 県のインターネット放送局での二次利用

ア 県のインターネット放送局内のバックナンバーの利用（動画共有サイト（YouTube）を活用）に限り、二次利用を認めるものとする。
それ以外の利用については、その都度、県と協議の上、決定するものとする。

イ 番組の著作権は放送局にあることを映像データに明記する。

(6) 視聴率実績

視聴率調査結果を県に報告する。

3 人口減少対策意識啓発のための動画配信

令和5年度に県が作成したCMを動画配信用に加工、内容を追加（「おかえり愛媛キャンペーン」と連動）し、SNSで配信する。

(1) 配信時期

令和6年8月1日～9月30日

(2) 配信設定

ア 県内在住または、県内出身等の10～20代の若者をターゲットに設定し、効果的かつ効率的な配信設定を行うこと。

イ 配信エリアは愛媛県内、東京都、大阪府とすること。

ウ プラットホームや配信方法について、10～20代の若者に人口減少対策の意識醸成につながるよう、効果を最大限に発揮できる媒体を選定の上、提案すること。

エ 配信期間を通じて、リーチ数、クリック数などの広告への反応を検証しながら継続的に改善を図ることで、事業効果の最大化を図ること。

(3) 著作権の取扱い

ア 著作権者

再編集したCMに係る著作権は、愛媛県に帰属する。

イ 権利関係の処理

- ・請負者は県が認めた場合を除き、成果物に係る著作権人格権を行使できないものとする。
- ・第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申し立てを受けたときは、請負者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

(4) 納入日

県と協議のうえ決定する。

(5) 納入品

CM（動画配信用）※電子情報媒体1部（ファイル形式mp4）

(6) その他

再編集したCMがすでにほかで使用されているものと同じ、または類似していることが判明した場合には、契約を締結しないこと、または取り消すことがある。

4 インターネットアンケート調査

本事業の成果を検証するため、愛媛県民の人口減少問題に関する意識を調査する、インターネットアンケートを実施する。

(1) 実施回数

2回（期間の前後1回ずつ）

(2) 実施時期

令和6年7月下旬（強化期間前）

令和6年10月（強化期間終了後速やかに）

(3) 調査内容

「人口減少に対応するためには、行政や企業・事業所に加えて、県民一人一人の意識や行動も重要であると思うか」など

(4) 必要回答数

2回とも県内の10～20代の400人程度の回答を得ることを目標とする

※アンケートの具体的な質問数、質問項目については、県と協議の上、決定する。

(5) 納入品

アンケート集計結果データ

5 その他

(1) 本業務の認知拡大のために、自社のSNSやSNS広告の活用等を行い、積極的に情報発信を行うこと。

(2) 1～4の取り組みについて、実施内容と状況を随時報告すること。

- (3) 本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守し、愛媛県と協議を重ねながら、適正に履行すること。
- (4) 本業務の実施に際して知りえた秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (5) 事業の実施のための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (6) 本仕様書に定められない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、愛媛県と受託者が協議の上、定めることとする。
- (7) 上記に関わらず、明示のない事項であっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。